訪問介護ステーションさいたまロイヤルの園　運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人栄光会が開設する訪問介護ステーションさいたまロイヤルの園（以下「事業所」という。）の訪問介護員が、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防訪問介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　訪問介護員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　訪問介護ステーション　さいたまロイヤルの園

二　所在地　さいたま市桜区大字五関３９６番地２

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　１名

従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二　サービス提供責任者　１名以上

介護予防訪問介護サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防訪問介護サービス計画の作成等を行う。

三　訪問介護員等　１名以上

訪問介護員は、介護予防訪問介護サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から日曜日までとする。

二　営業時間　８時３０分から１７時３０分まで

（サービスの提供方法、内容及び利用料等）

第６条　［事業名］の提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防訪問介護サービスを提供した場合の利用料の額は、さいたま市第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額（他市町村の場合は、これに準ずる）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

一　身体介護

二　生活援助

２　その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用　　実費（自動車を使用し歌場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越える地点から目的地までの往復の距離（㎞）に１５円を乗じた額）

二　記録等の複写代　１枚当たり１０円

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明した上で、同意を得ることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、さいたま市、志木市（上宗岡、中宗岡、下宗岡）の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第８条　サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族へ連絡するとともに、管理者に報告する。

（非常災害対策）

第９条　当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　利用者に対する虐待を防止するための体制等は、次の各号のとおりとする。

一　３カ月に１回程度、虐待を防止するための委員会を開催する。

二　従業者に対する研修は介護職の責任者が計画し、年に２回以上行う。

三　虐待又は虐待が疑われる事案の発生を認識した場合は、速やかに上司に報告するものとする。

（その他運営についての留意点）

第１１条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一　採用時研修　採用後１月以内

二　継続研修　　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に､業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人栄光会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この規程は、令和　６年　５月　１日から改正し、施行する。